

医療費通知について

医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療期間等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。

これは、医療機関の窓口でお支払いただいた自己負担分を除いた医療費は、後期高齢者医療制度から支払われていることを具体的に理解していただくことで、医療費の適正化、ひいては被保険者の皆さまの負担軽減を図ることを目的としています。

医療費通知の活用例

- 医療費の推移が一目で把握でき、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康教室など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
令和元年7月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
令和元年8月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
合 計				28,000	2,800

医療費控除の申告について

- このお知らせは、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。
- 医療費控除の申告に関することは税務署にお問合せください。

注意事項

- このお知らせは、皆さまの受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。また、特に手続きなど行っていただく必要はありません。
- 医療機関等の請求遅れや請求内容を審査中のものなど一部の受診記録が記載されていない場合があります。
- 自己負担額は、市町村等から医療費助成を受けているなど、記載されている金額と実際にご自身が窓口で支払った金額が異なる場合があります。

発送月・対象診療月

発送月	診療月
令和元年9月	平成31年1月～ 令和元年6月
令和2年3月	令和元年7月～12月

高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象なりません。
- 支給額が500円以下の場合は支給されません。

自己負担限度額表 (1年分の自己負担額の計算期間:8月1日～翌年7月31日)

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額		
3割	現役並み所得者	課税所得 690万円以上	212万円	
		課税所得 380万円以上	141万円	
		課税所得 145万円以上	67万円	
1割	一般	—	56万円	
		住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
			区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
 ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受領額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 (290) 5601
 役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214

給与所得者の確定申告

給与所得がある方のうち、大部分の方は年末調整で所得税および復興特別所得税が精算されることとなるため、確定申告をする必要はありません。

ただし、給与所得がある方でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。

確定申告をしなければならない方とは

給与所得がある方のうち、次のような方は確定申告をしなければなりません。

- ① 給与の収入金額が2000万円を超える方
- ② 1か所から給与の支払いを受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③ 2か所以上から給与の支払いを受けている方で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方

確定申告をすると所得税および復興特別所得税が還付される場合とは

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような方は確定申告をすると還付されることがあります。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合
- ④ ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合

令和元年分の確定申告の相談および申告書の受付期間について

令和元年分の確定申告の相談および申告書の受付は、令和2年2月17日(月)から同年3月16日(月)までです。還付申告については、令和2年2月14日(金)以前でも行えます(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談および申告書の受付を行っていません)。

申告書は、パソコンやスマホで作成できます!

申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを用意すれば、e-Taxを利用して提出できます。また、令和2年1月31日(金)から、マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンであれば、スマートフォンでe-Taxが利用可能となります。なお、事前に税務署で手続きしていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダーライターをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

～ 税に関する情報は国税庁ホームページへ <https://www.nta.go.jp> ～

▽後期高齢者医療制度のお知らせ

▽役場だより

▽給与所得者の確定申告

▽役場だより